

委員会提出議案第 2 号

柏市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

柏市議会議長 助 川 忠 弘 様

議会運営委員会委員長 阿比留 義 顯

提案理由

政務活動費の額を改めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

柏市議会政務活動費交付条例（平成13年柏市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 会派に交付する政務活動費の1月当たりの額は、当該会派の所属議員の数に80,000円から次条第2項の規定により当該会派の代表者が申し出た額を控除した額を乗じて得た額とし、規則で定めるところにより市長に申し出なければならない。

第5条第2項中「50,000円」を「70,000円」に、「80,000円から前条第2項の規定により当該会派（月の初日に所属する会派を変更した場合にあっては、変更後の会派）の代表者が申し出た額を控除した額」を「10,000円以上70,000円以下の範囲内で当該会派（月の初日に所属する会派を変更した場合にあっては、変更後の会派）の代表者が市長に申し出た額」に改める。

第7条第2項中「会派若しくは」を「会派又は」に改め、「又は所属する会派を変更し、若しくはいずれの会派にも所属しないこととなった議員（規則で定める議員に限る。）」を削り、「結成された日若しくは」を「結成された日又は」に改め、「又は所属する会派を変更した日若しくはいずれの会派にも所属しないこととなった日」を削る。

第14条中「前条第5項」を「第13条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の柏市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同

日前に交付された政務活動費については，なお従前の例による。